

## 第4期久留米市障害者計画の策定について

### 1 計画の概要

#### (1) 根拠

障害者基本法 第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」を策定するものです。

#### (2) 目的

今後の障害者施策の方向性を明らかにし、市民や地域、関係機関と行政とが協働し、様々な障害者福祉施策及び事業を総合的に実施していくため。

#### (3) 計画期間

令和6年4月から令和12年3月まで

### 2 計画の骨子（案）について 資料2のとおり

#### (1) ポイント

①国の基本計画等を踏まえ、次期（第4期）の久留米市障害者計画では、現計画の基本的枠組みを継承し、第3期と同じ基本理念をもって取り組みを進めます。

②第3期計画の進捗や課題、国の計画等を踏まえ、計画期間中に特に重点的に取り組みを進める施策（重点施策）を次の7施策とし推進します。

##### ○ノーマライゼーションの意識啓発の充実

障害に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの意識をさらに浸透させるため、広く市民に向けた障害者理解に関する啓発や広報、関係者への福祉教育の充実を推進します。

##### ○情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

障害の有無に関わらず、誰もが生活に係る様々な情報を取得できるよう障害者による情報の取得及び利用や意思疎通に係る施策の充実など障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう取り組みを進めます。

##### ○差別解消の推進と差別相談体制の充実

障害者差別の解消を確実に進めていくため、相談体制や解決に向けた仕組みづくりを行うとともに、障害者の権利学習の促進に努めます。

##### ○防災対策の推進

災害発生時の正確な情報の取得や意思疎通の方法など、障害者が不安を感じやすい問題を解消し、誰もが避難しやすい環境づくりを推進します。

○療育・保育・教育の切れ目のない支援

幼児期から学校を卒業し社会に出るまで切れ目なく、相談・療育・訓練を一貫して行う機能や仕組みづくりを推進します。

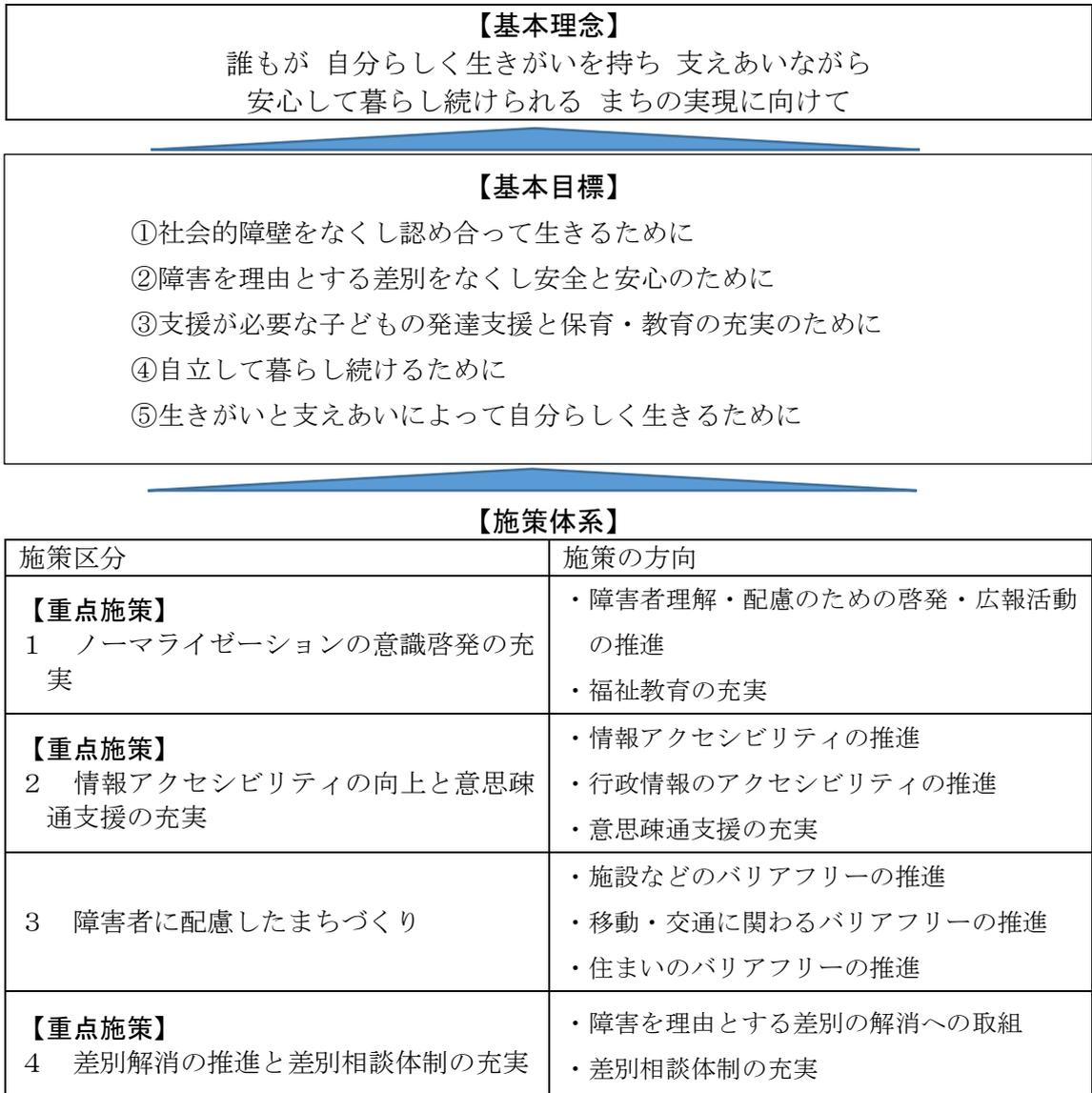
○在宅福祉サービスなどの充実

障害者の地域での生活を支えるため、家族介助者の負担軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児（者）に対する支援などを推進します。

○インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進

インフォーマルな活動による支え合いや居場所づくりの促進、また、公的サービスとインフォーマルな活動の連携強化による重層的な支援のさらなる推進に取り組みます。

(2) 施策の体系



5 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の推進</li> <li>・虐待防止の推進</li> <li>・権利学習の促進</li> </ul>
<b>【重点施策】</b> 6 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関連情報の提供・啓発</li> <li>・防災対策の推進</li> </ul>
7 防犯・安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯・安全対策の推進</li> </ul>
8 障害の早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健事業の充実</li> </ul>
<b>【重点施策】</b> 9 療育・保育・教育の切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援</li> </ul>
10 療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの療育体制の充実</li> <li>・発達障害などの啓発の推進</li> </ul>
11 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上</li> <li>・障害のある者とない者が共に学ぶ環境の整備充実</li> <li>・多様なニーズに対応する教育の充実</li> </ul>
12 一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労移行・定着への支援</li> </ul>
13 福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的就労の場の確保</li> </ul>
14 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に関する相談体制の充実</li> <li>・職業能力の習得支援</li> <li>・障害者優先調達推進に係る取組</li> <li>・関係機関・企業などとの連携</li> </ul>
15 住まいの確保と居住支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの確保</li> <li>・居住支援の充実</li> </ul>
<b>【重点施策】</b> 16 在宅福祉サービスなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の支援や介助サービスの充実</li> <li>・レスパイトケアなどの充実</li> </ul>
17 外出支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出支援サービスの充実</li> </ul>
18 経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援の推進</li> </ul>
19 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業の推進</li> <li>・多様な相談窓口の充実</li> </ul>
20 精神保健事業など保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業の充実</li> <li>・心の健康づくりの推進</li> </ul>

2 1 医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な医療サービスの提供</li> </ul>
2 2 日中活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動系サービスの整備</li> <li>・地域活動支援センターなどの充実</li> </ul>
2 3 スポーツ・文化活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動の促進</li> <li>・文化活動の促進</li> </ul>
2 4 社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の推進</li> <li>・社会教育施設などのバリアフリー化</li> </ul>
2 5 地域活動や国内外交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動などへの参加促進</li> <li>・国内外での交流の促進</li> </ul>
<b>【重点施策】</b> 2 6 インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進</li> </ul>